

埼玉県県民の森指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県農林部森づくり課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県県民の森の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県県民の森指定管理者について

指定管理者：特定非営利活動法人N a t u r e S e r v i c e

埼玉県坂戸市大字厚川126番地1

代表理事 赤堀 哲也

2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和7年7月31日実施説明会 2団体

（2）応募申請団体数

・令和7年9月8日締め切り 3団体

・申請団体の内訳

地域振興関係企業 1団体

N P O 法人（自然環境関係） 1団体

公益法人（農林関係） 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

ア 審査基準

- ・県の森林・林業行政の推進に資するものであること。
- ・県民の平等な県民の森の利用を確保することができること。
- ・関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県民の森の運営を行うことができること。
- ・県民の森の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができるこ
- と。
- ・指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ・指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保するこ
- とができること。
- ・指定管理業務を行う上で必要となる森林に関する専門的知識を有すること。

イ 審査項目

- (ア) 管理運営に当たっての基本的事項
- ・設置目的をはじめ、条例に定められた事項を十分に踏まえていること。
 - ・県民の平等利用確保への配慮がされていること。
 - ・個人情報保護に関し、必要十分な体制、方策が具体的に示されていること。
- (イ) 施設の効果的運営
- ・県の森林・林業行政の推進に資するものであること。
 - ・県民の森の設置目的を効果的に達成し、運営を行うことができるここと。
- (ウ) 施設の効率的運営
- ・県民の森の設置目的を効率的に達成し、運営を行うことができるここと。
- (エ) 指定管理者としての能力及び経営基盤
- ・指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
池邊 このみ	千葉大学グランドフェロー
藤原 拓也	公認会計士
千島 眞由美	女性林業研究グループ「結木の会」世話役
山野 安英	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟副連盟長
長谷川 征慶	埼玉県農林部副部長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者3団体中、2団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

NPO法人（自然環境関係） 1団体
公益法人（農林関係） 1団体

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目（配点）		(特非) Nature Service	団体 A
(ア)	法令・条例等への理解	25点	19 20
	利用者の平等利用の確保	25点	21 20
	個人情報保護等への配慮	25点	19 20

審査項目（配点）			(特非) Nature Service	団体 A
(イ)	管理運営内容	175点	123	122
	危機管理体制	50点	34	40
	サービス向上への取組	25点	23	17
(ウ)	県委託料	25点	22	18
	計画の実現性	25点	20	20
	効率的運営への取組	25点	23	19
(エ)	過去の実績	25点	21	22
	経営基盤の安定性	50点	36	37
	事業参加意欲	25点	23	20
合計点		500点	384	375

○ 特定非営利活動法人Nature Serviceの選定理由

- ・イベント予約やアンケートのオンライン化、AIによる24時間問合せ対応による、利用者サービスの向上が期待できること。
- ・DXの積極的な活用による委託料の削減が提案されていること。
- ・SNSや独自メディア、Googleの広告料免除を最大限に活用することで、費用対効果の高い情報発信を可能とする提案がなされていること。
- ・他県で複数の指定管理施設を受託しており、指定管理者として施設の管理運営を任せられると評価できること。

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意 見
特定非営利活動法人 Nature Service	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信に長けており、施設の認知度向上につながる広報が期待できる。 ・AIなどの活用による効率的な運営が期待できる。 ・施設の管理においては、利用者の安全・安心に問題がないよう運営してほしい。
その他の団体に対する 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設ならではの魅力を積極的に発信する取組があるといい。

5 特定非営利活動法人N a t u r e S e r v i c e の提案の概要

(1) 基本方針

- ・すべての県民が気軽に自然と親しめる、開かれた学びと癒しの森を目指す。
- ・公の施設の設置目的を実現するため、基本の管理運営に加え、施設の趣旨に沿った自主事業を実施する。

(2) サービス向上策等

- ・体験プログラムのインターネット予約・オンラインサポートの導入
- ・消費者ニーズを把握するマーケティングの実施
- ・豊かな自然環境を活かしたプログラムの実施
- ・アンケートによる利用者の意見の収集

(3) 維持管理計画

- ・現地スタッフを中心に定期的な点検・管理を行い、安全、安心、快適な施設の維持・管理を実施する。

(4) 業務体制、人員配置

- ・統括責任者1名、現地リーダー1名、現地スタッフを配置する。
- ・上記に加え、顧客サポートやマーケティング業務を行うスタッフを配置する。
- ・対面研修の他、オンライン教材を活用し、幅広い分野の研修を実施する。

(5) 収支予算案（令和8年度及び5年間の収支計画）

- ・令和8年度経費については約9%削減（対令和7年度予算）
- ・DXの積極的な活用により人件費の効率化を図り、指定管理料を削減しながら、安定的な施設管理を行う。

(6) 個人情報の取扱い

- ・個人情報保護法と、埼玉県が定める個人情報の保護に関する法律施行条例に準じ、適切に管理を行う。
- ・また、個人情報保護に関する基本方針、個人情報の取り扱い規定を策定する。
- ・職員研修や全体会議等において、職員への周知徹底を図る。

(7) 危機管理体制

- ・火災・事故・急病人などの発生に備えた緊急時連絡先の作成及び掲示を行う。
- ・緊急事態対応のためのマニュアル作成と職員の訓練を行う。